

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名 称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人日本知 的障害者福祉協会	団体会費	118,000	公益財団法人日本知 的障害者福祉協会の 会員が運営する福祉 施設の事業形態、定 員規模に応じて算出 した額を支出してい る。 ※内訳は次のとおり。 ・障害児通所支援(20 ～59人)33,000円 ・日中活動系サービ ス(60人以上)37,000 円 ・施設入所支援(100 人以上)24,000円 ・共同生活援助(15～ 30人以上)10,000円 ・相談支援事業 14,000円	平成27年7月31日	知的障害者の福祉の増進を 図ることを目的とした活動に 必要な経費として負担。	公益	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。